

広島県告示第二百九十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

1 農地中間管理権の設定

農地中間管理権の設定をする者		農地中間管理権の設定をする土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
木村 恵太郎	三次市	三次市小文町一三五番一ほか七筆	五、八七〇

2 賃借権の設定等

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
合同会社安田農産	三次市	三次市小文町一五番三ほか六筆	五、四二一
合同会社安田農産	三次市	三次市小文町二八〇番一ほか一筆	一、三四七
合同会社安田農産	三次市	三次市小文町一二番四ほか二筆	三八六・一
木村 恵太郎	三次市	三次市小文町一三三番ほか六筆	五、二八四
木村 恵太郎	三次市	三次市小文町一二九番一	四四三
木村 恵太郎	三次市	三次市小文町一三五番一ほか七筆	五、八七〇
長田 健大	庄原市	庄原市東城町加谷字代宮家沖八二四番一ほか三筆	八、〇二二

二 認可年月日

令和七年三月二十六日